



洲 監 第 3 1 号

令和 7 年 2 月 14 日

洲本市議会議長 福 本 巧 様

洲本市監査委員 真 野 陽 一

洲本市監査委員 中 野 睦 子

財政援助団体等監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|-------|---------------------------------|
| 1 | 監査の対象 | 洲本市鳥獣被害防止対策協議会
洲本市地域農業活性化協議会 |
| 2 | 監査結果 | 別紙のとおり |

令和 6 年度

財政援助団体等監査報告書

洲本市監査委員

令和6年度財政援助団体等監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査（補助金交付に関する事務）

※本監査をより効率的に行うため、対象とした補助金交付に係る団体を所管する部署の財務に関する事務及び事務事業の執行状況について監査を同時に実施したので、併せて記載する。

2. 監査の対象

（1）監査対象団体及び所管部署、監査対象補助金

補助金交付団体	所管部署	監査対象補助金等
洲本市鳥獣被害防止対策協議会	農政課	鳥獣被害防止対策協議会負担金 鳥獣被害緊急総合対策事業補助金
洲本市地域農業活性化協議会		経営所得安定対策直接支払推進事業補助金

（2）監査の範囲

令和5年4月1日から令和6年10月31日までの当該財政的援助に係る事業の執行状況その他事務

3. 監査の着眼点

＜所管部署＞

- ①補助金等の交付目的、補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ②補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ③補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- ④補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ⑤補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ⑥補助金等の効果、条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。また、補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等がある場合、同様の確認がなされているか。
- ⑦補助金等交付団体への指導・監督は適切に行われているか。
- ⑧補助金等交付による効果等を評価し、補助金の必要性を見直すための仕組みがあるか。
- ⑨補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

＜財政援助団体＞

- ①団体内で補助金等交付の目的及び条件について、周知及び統制がなされているか。また、監査役、監事等は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- ②補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ③事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ④出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑤補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- ⑥実績報告、精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- ⑦事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ⑧定款、規約、経理規程等諸規程等は整備されているか。
- ⑨現金、預金通帳、銀行印、補助金等で購入した財産（備品）等の管理は適切になされているか。

4. 監査の実施内容

（1）監査の期間

令和6年12月5日から令和7年1月28日

（2）ヒアリング実施日

日程：令和7年1月28日（火）

場所：洲本市役所4階 403会議室

（3）監査方法

事前に監査対象の所管部署及び補助金交付団体から提出された関係帳簿及び書類の確認、各帳票の計算突合、証憑確認及び関係者への質問等により監査する。

5. 監査執行者

監査委員 真野 陽一

監査委員 中野 睦子

6. 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 洲本市鳥獣被害防止対策協議会

ア 補助の目的

野生鳥獣による農林業被害等の防止に向け、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

また、鳥獣被害対策を効果的に推進するため、被害防止活動の中心となる集落における総合的な取組体制を整備する。

イ 補助金交付団体（令和6年4月1日現在）

団体の名称	洲本市鳥獣被害防止対策協議会
主たる事務所の所在地	洲本市本町三丁目4番10号 農政課内
設立年月日	平成20年4月15日
設立目的	協議会は、野生鳥獣による農林業の被害が増加している状況にかんがみ、農林業の被害防止対策と野生鳥獣の資源としての有効活用を推進することを目的とする。
組織	会長1名、副会長1名、監事2名、委員6名
事務局職員数	事務局長1名、職員5名（兼務）
事業内容	・有害鳥獣による農林業の被害防止対策に関すること ・有害鳥獣による被害状況の把握及び情報の収集に関すること ・有害鳥獣の捕獲に関すること ・野生鳥獣の資源としての有効活用に関すること ・その他対策協議会の目的達成に必要な事項

ウ 補助金の概要（令和5年度）

補助金等の名称 補助対象	補助対象事業費	補助金額
鳥獣被害防止対策協議会負担金 野生鳥獣による農産物被害の防止 ・集落ぐるみの獣害対策事業 ・捕獲報償費の支払（市費分） ・有害鳥獣捕獲対策事業 等	10,727,236 円	10,727,236 円

鳥獣被害緊急総合対策事業補助金 野生鳥獣による農産物被害の防止 ・ 鳥獣侵入防止柵の設置 ・ 捕獲報償費の支払 ・ 捕獲用箱わなの購入	12,160,500 円	12,160,500 円
---	--------------	--------------

エ 監査の結果

(ア) 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金等に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(イ) 所管部課に対する監査の結果

上記補助金等に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(2) 洲本市地域農業活性化協議会

ア 補助の目的

経営所得安定対策の推進活動及び要件確認等に要する経費に対して助成することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業多面的機能を維持することを目的とする。

イ 補助金交付団体（令和6年4月1日現在）

団 体 の 名 称	洲本市地域農業活性化協議会
主たる事務所の所在地	洲本市本町三丁目4番10号 農政課内
設 立 年 月 日	平成16年5月14日
設 立 目 的	経営所得安定化対策等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を目的とする。その他、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。
組 織	会長1名、副会長2名、監事2名、委員12名
事務局職員数	事務局長1名 職員7名（JA2名、農業委員会1名、農政課4名）兼務

事業内容	・ 経営所得安定対策等の推進に関する事 ・ 直接支払推進事業に関する事 ・ 水田活用の直接支払交付金の実施に関する事 ・ 集落営農の法人化支援の実施に関する事 ・ 農地の利用集積・耕作放棄地再生利用のための事業に関する事 ・ 担い手育成・確保のための事業に関する事 ・ 攻めの農業実践緊急対策事業の推進に関する事 ・ 産地パワーアップ事業に関する事 ・ 地域農業を進行するために必要な事
------	---

ウ 補助金の概要（令和５年度）

補助金等の名称 補助対象	補助対象事業費	補助金額
経営所得安定対策直接支払推進事業補助金 旅費、事務経費等（印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、借料・損料、会議費等）	1,676,000 円	1,676,000 円

エ 監査の結果

（ア）補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

（イ）所管部課に対する監査の結果

上記補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

7. 意見等

地方公共団体は、公益性の高い特定の事業に対し補助を行うものであるから、財政援助に係る根拠資料の整備、その補助内容及び効果についての検証等を行い、透明性の確保を望むものである。

また、補助金は、長期に渡って継続されることで交付を受けている団体等が、補助金に対する依存度が強くなり、団体等の自主性や自立性を阻害するだけでなく、自主的な運営を行う姿勢が希薄になる傾向がみられるという課題を抱えている。協議会として地域農業を振興のため事業実施するにあたり、農業者団体等に対し交付金制度等の正しい理解の推進及び指導に努めていただくようお願いしたい。